

医療機関で治療中のため 特定健診を希望されない方へ

特定健診は、治療中の方もすべて対象となります。

特定健診と同様の検査項目について、定期的に通院し検査（血液・尿検査等）をされている方は、通院時の検査データを市国保へ提出していただくことにより、特定健診を受診したものとみなすことができます。

これにより、重複して検査をする必要がなくなることや、その検査データをもとに、保健師・管理栄養士が健康づくりをサポートすることができます。

検査データの提出に、ぜひご協力をお願いします。

★ご協力いただける方は・・・

次回、医療機関にかかる時、次のものを窓口にご提出ください。

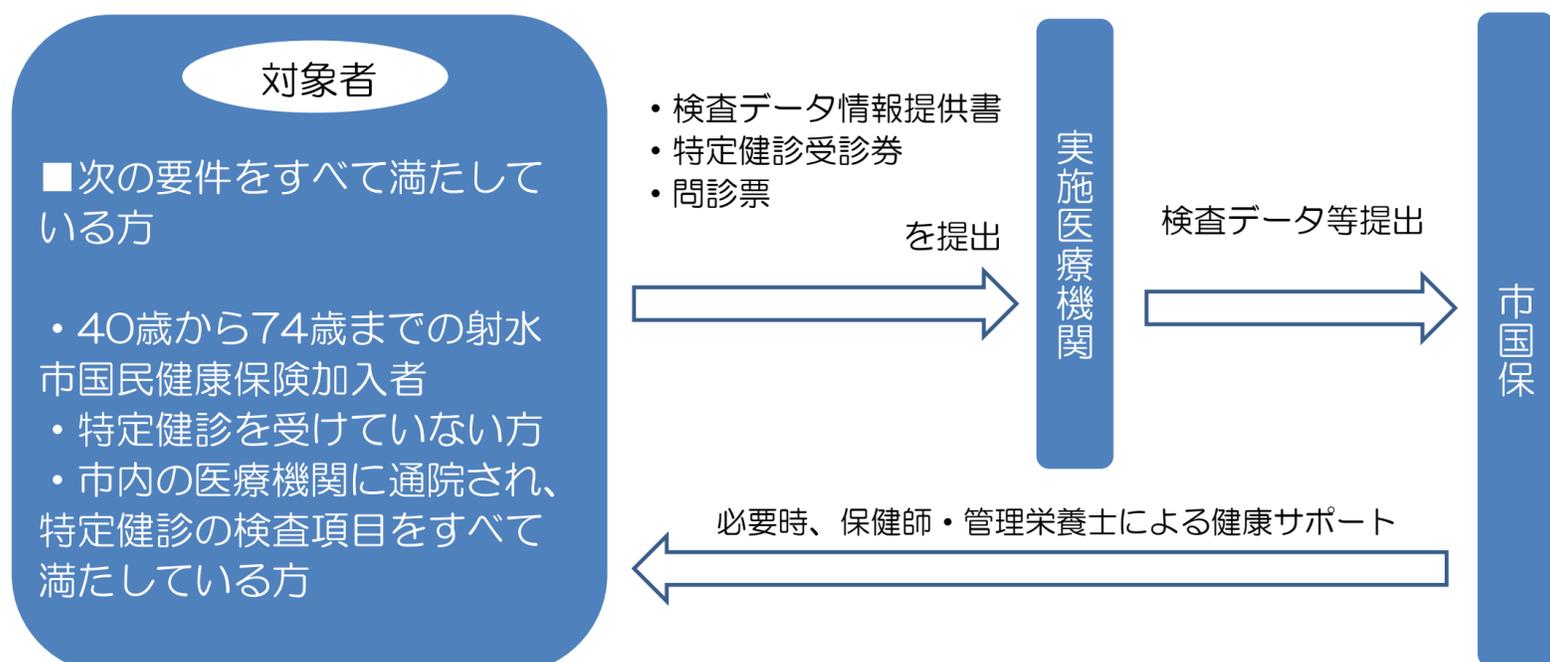
- 1 この用紙（裏面が『検査データ情報提供書』の様式になっています。）
- 2 特定健康診査受診券
- 3 問診票（あらかじめご記入の上、ご提出ください。）

※検査データ提供にかかる費用の負担はありません。

（窓口では、治療中の病気の検査料・診療費のみお支払いください。）

※提供書の提出は、当該年度末まで可能です。

《検査データ情報提供の流れ》



【問合せ先】 射水市保険年金課 ☎51-6628